

## 第 31 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 24 年 12 月 5 日（水）10:00～12:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

### 3 出席者

（部 会 長）西郷浩

（委 員）北村行伸、竹原功、中村洋一

（専 門 委 員）工藤貴史、三木奈都子、三浦秀樹

（審議協力者）財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：矢野センサス統計室長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：村上室長、若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について

### 5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻よりも 2～3 分早いですけれども、全員お見えになっておりますので第 31 回「産業統計部会」を開催したいと思います。

私は統計委員会の委員で、この部会の部会長を務めさせていただきます早稲田大学の西郷と申します。部会長を務めるのはこれが初めてとなりますので、こう見えてもいささか緊張しております。皆様のお力添えで無事に務めを果たしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、御出席いただきましてありがとうございます。今回の審議案件は 11 月 28 日の第 59 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）」について審議をしていただきます。

初めに、今日、本部会での漁業センサスの審議に御参加いただく委員について若干説明をさせていただきます。漁業センサスの変更について十分な審議を行うために、樋口委員長に御相談して、若干の委員の方に急遽部会に追加的に参加をお願いすることになりました。具体的には北村委員と中村委員に本部会の審議に御参加いただくことになりましたので、北村委員、中村委員、どうぞよろしくお願いいたします。

今回、審議をお願いいたします委員及び専門委員については、お手元の資料4-1にお名前が記載されております。最初の審議ということですので、名簿の順に一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、名簿に従いまして、今日は川本委員御欠席ですので、北村委員から御挨拶をよろしくお願いいたします。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村でございます。よろしくお願いいたします。

○竹原委員 ニッセイ基礎研究所の竹原でございます。よろしくお願い申し上げます。

○中村委員 法政大学の中村でございます。よろしくお願いいたします。

○工藤専門委員 東京海洋大学の工藤と申します。よろしくお願いいたします。

○三木専門委員 水産大学校の三木と申します。よろしくお願いいたします。

○三浦専門委員 全漁連漁政部政策企画室の三浦でございます。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 また、審議協力者として各府省、地方公共団体からも参加をいただいておりますので、座席順に一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、財務省からよろしくお願いいたします。

○山川財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省大臣官房の山川と申します。何とぞよろしくお願いいたします。

○小此木厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課課長補佐 厚生労働省統計情報部の小此木と申します。よろしくお願いいたします。

○農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付課長補佐 農林水産省統計部の神崎と申します。よろしくお願いいたします。

○上野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室室長 経済産業省調査統計グループの上野と申します。よろしくお願いいたします。

○金子国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省総合政策局の金子と申します。よろしくお願いいたします。

○加藤静岡県企画広報部統計局統計調査課長 静岡県統計調査課の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 続きまして、事務局の方、調査実施者の方にも自己紹介をお願いいたします。

○村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長 統計委員会担当室の村上でございます。よろしくお願いいたします。

○若林内閣府大臣官房統計委員会担当室 同じく統計委員会担当室の若林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○金子総務省政策統括官付調査官 総務省政策統括官室の金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官付副審査官 同様に政策統括官室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

○滝口総務省政策統括官付専門官 滝口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○矢野農林水産省統計部経営・構造統計課センサス統計室長 農水省統計部センサス統計室の矢野でございます。よろしくお願いいたします。

○今野農林水産省統計部経営・構造統計課センサス統計室センサス統計調整官 同様にセンサス統計室の今野と申します。よろしくお願いいたします。

○田中農林水産省統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐 同様にセンサス統計室の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○東農林水産省統計部経営・構造統計課センサス統計室海面漁業統計係長 同様にセンサス統計室の東といいます。よろしくお願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

最初に部会の審議の方法について皆様に御了解を得ておきたいと思っております。

統計法では、基幹統計調査の計画を承認する際の基準というものが定められております。そこで総務省統計審査官室がその基準に即して事前審査した結果が、資料3-1「審査メモ」として本部会で示されております。また、この審査メモでは漁業センサスの前回の答申、これは平成20年1月に行われているのですが、そこにおいて示されました今後の課題や公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画において指摘されている課題への対応状況についても、事前に審査した結果などを整理しております。

については、この部会の審議は基本的にこの審査メモに従って行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入る前に本日の配布資料や今後のスケジュールなどについて、総務省の金子調査官に説明をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料の議事次第を御覧いただければと思います。この議事次第の4に配布資料ということで、資料1～資料4の4種類を記載しております。

まず資料1の統計委員会諮問資料は、去る11月28日の統計委員会に諮問を行った際の資料一式でございます。諮問文及び基幹統計調査の変更ということで、農林水産省から私どもに提出された承認申請書類一式でございます。

資料2の統計委員会諮問資料の参考は、統計委員会の諮問の際に私どもが諮問の概要の説明の際に使用した参考資料や、前回の漁業センサスに係る統計委員会答申、公的統計の整備に関する基本的な計画、こちらの中で漁業センサスに係る課題部分を抜粋したものでございます。

資料3は部会審議に使用する各種資料として、私どもが作成した審査メモや、審査メモで示された論点に関する農林水産省の回答といったものでございます。

資料4はその他ということで、本部会の構成員名簿や今後の審議予定に関する資料でございます。もし不足等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

続きまして、今後の審議のスケジュールについて御説明をいたします。お手元の資料4-2という一番最後のものを御覧いただければと思います。今回の諮問につきましては私どもの希望ということでありますけれども、来年2月の統計員会で答申をいただければと考えております。そのため、本日を含めまして部会審議を4回お願いしたいと考えております。審議に当たりましては、最初に私どもから審査メモの内容や論点について説明をいたしまして、その後、農林水産省から必要に応じて補足の説明をしていただきます。それを受けまして皆様方に御審議をいただきたいと思っております。

本日は各調査票の調査事項の変更に係る御審議をお願いすることを予定しております。それから、12月19日の第2回目の部会では、前回統計委員会答申における今後の課題についての審議をお願いすることを予定しております。1月9日の第3回目の部会では、第1回目と第2回目における審議を踏まえまして、改めて今後の課題などについて審議をしていただくことを考えております。もし第1回目、第2回目の部会で宿題等が出ましたら、その整理を第3回目の部会で行いたいと考えております。これらの3回の部会によりまして、一通りの審議を終えたいと考えております。

審議対象の中で、いわゆる統計表（結果表）でございますが、調査事項の変更に伴いまして新たに作成される結果表の案につきましては、調査実施者であります農林水産省が作成いたしまして、本部会に資料として提出しておりますけれども、時間の制約等から恐れ入りますが、部会の終了後に委員、専門委員の皆様方に電子メールでお送りいたしますので、その適否等について御検討いただきまして、御意見がある場合はその内容を次回の部会までに私どもまで御連絡をいただければと考えております。この関係でお寄せいただく期限等につきましては、本部会の最後に私から改めて御連絡をさせていただきます。

第3回目の部会が終了した後、4回目の部会までの間に部会長の御指示に基づきまして答申の骨子案を作成いたしまして、皆様に電子メールでお送りし、御意見をいただきたいと思いますと考えております。いただいた御意見を踏まえまして答申案を作成し、再度事前に委員・専門委員の皆様方にお示しした後、来年1月31日開催予定の4回目の部会におきまして、答申案について最終的な審議と取りまとめをお願いしたいと考えております。

なお、スケジュールの関係によりまして、骨子案を作成せずに直接答申案を作成する場合もあろうかと思いますが、その点はお含みおきいただければと思います。

以上、4回の部会審議を経た後、2月15日に開催予定の統計委員会において答申をいただく予定を立てております。どうぞよろしく願いいたします。

以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入らせていただきます。まず総務省統計審査官室から漁業センサスについての諮問の概要について御説明させていただき、引き続きまして調査実施者である農林水産省から補足説明をお願いしたいと思います。

それでは、諮問の概要につきまして総務省の金子調査官をお願いいたします。

○金子調査官 それでは、諮問の概要について資料2を使って御説明をさせていただきます。

諮問の概要の御説明の前に、漁業センサスについて簡単に御説明をしたいと思います。この資料2の11ページを御覧いただければと思いますが、こちらに「2013年漁業センサスの概要」という資料があるかと思えます。

漁業センサスは、農林水産省が実施しております基幹統計調査でありまして、昭和24年に第1回の調査が行われ、以来、現在までおおむね5年ごとに12回、調査が実施されております。

この調査の目的につきましては「調査の目的」に書いてありますとおり、我が国漁業の生産構造及び就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を得ることです。

調査は、基本的に海面漁業調査と内水面漁業調査、さらに流通加工調査、この3種類の調査から構成されておりまして、最初の2つの調査については、海面漁業や内水面漁業の経営体に対しまして、漁業種類とか使用している漁船とか、そういったものを調査する。また、流通加工調査につきましては、例えば水産加工場に対しまして生産量等を調査する。いずれも調査員により調査している全数調査であります。

調査結果につきましては、農林水産省におきまして漁業の生産体制、あるいは漁業集落の生活環境、水産資源の利用管理、水産加工業の振興といった各種の施策の検討に当たった基礎資料として、幅広く活用されているということでもあります。

今回の諮問事項についてでございますが、漁業センサスの変更ということで大別しますと、調査計画の内容の変更と基幹統計の名称の変更、この2つの変更を承認することの是非ということでもあります。

調査計画の内容の変更につきましては、資料2の1ページ以降に諮問の概要ということで整理させていただいており、後ほど調査実施者である農林水産省から御説明があるかと思えますが、概要的なことを申し上げますと、調査実施の効率化といった観点から、例えば全ての調査票のOCR対応化、OCRというのは光学式文字読取装置というものであります。そういった機械で調査票の記載を読み取れるようにするということとか、あるいは団体経営体を対象とした調査票を統合する。また、水産加工品の調査対象品目を細分化する、あるいは調査対象名簿の作成の際に漁船登録データを活用するということを行うということでもあります。このうち漁船登録データの活用につきましては、統計委員会答申等で付された課題への対応ということで、後ほどもう一度御説明をいたします。

基幹統計の名称の変更につきましては、諮問の概要の中ほどに記載されておりますけれども（１）イの基幹統計の指定の変更という部分でございますが、これは現行の統計法下の基幹統計の名称の区分の例に倣いまして、基幹統計の名称を漁業センサスから漁業構造統計に変更するということでもあります。ただ、これはあくまでも基幹統計の名称の変更ということで、基幹統計調査の名称としては従来どおり漁業センサスということでもあります。

今回御審議をお願いしたい事項といたしましては、今、申し上げました調査計画の内容の変更や基幹統計の名称の変更、これらの適否のほかに、漁業センサスにつきまして、平成 20 年に実施されました際の統計委員会の答申、さらに私どもは基本計画と申し上げておりますけれども、公的統計の整備に関する基本的計画で付された課題、具体的に申しますと資料 2 の 13 ページを御覧いただければと思いますが、こちらが前回の統計委員会の答申で記載された今後の課題を抜粋したものでございます。

15 ページ、これは内容的には同じものでございますけれども、基本計画で引用されたものの抜粋であります。これらで記載されている漁船法に基づき都道府県が保有している漁船登録データの活用方策の検討、これらの対応状況の適否についても御審議をいただきたいと考えております。

この漁船登録データの活用につきましては、委員会答申等を踏まえまして農林水産省で活用方策を検討したということで、その概要につきましては、資料 2 の 4 ページを御覧いただければと思いますが、この中で「3 特記事項」（１）に記載しておりますけれども、農林水産省としては海面及び内水面の漁業経営体に対する調査において、調査対象名簿の作成に際して漁船登録データを活用する。

具体的にどういうことかと申しますと、お手元の資料 2 の中で 9 ページという横の図的なものを御覧いただければと思いますが、上に前回 2008 年の漁業センサスの例が載っておりますけれども、センサスを実施する際にはその事前の準備作業として調査対象名簿を作成いたします。これはどうやって作るかと申しますと、2008 年の例で申し上げれば、2003 年の漁業センサスの客体名簿を都道府県を経由して市町村に送り、その市町村を担当する調査員が周辺の漁協とか関係者からいろいろと聞きとって、新規経営体があるかどうか、あるいは廃業した漁業経営体があるかどうか、そういったことを確認して名簿に追加したり削除したりする。こういう形で名簿を作成いたします。

今回、この中で下の 2013 年漁業センサスの例でありますとおり、前回の調査名簿を都道府県に送った時点で、都道府県で保有しております漁船登録データ、これは漁船法に基づきまして漁船を使用するときには登録をしなければいけないという義務づけがあります。そこで漁船の所有者とか使用している動力とか、そういったものの情報を登録しているわけですが、その中で例えば前回のセンサス以降に新規に登録があったものがある場合、その名簿に新規漁業経営体に関する情報を追加して、その上で市町村に送る。市町村段階では、調査員がその名簿を見て、先ほど申し上げたようなメンテをする。事前に新規経営体の情報がわかっているならば、調査員がその名簿をメンテする際の作業も効率化される。

農林水産省としてはこうした使い方が効率的かつ効果的であるということで、今回こういった方法を導入するとしております。

さらに先ほどの諮問の概要の4ページの特記事項にお戻りいただきまして、これ以外に(3)に記載しておりますけれども、昨年の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県、福島県といった県は、3県で日本国内の水揚量の約1割を占めるという重要な地域になっています。これらの県における水産業は重要なものですが、震災後1年以上経過しているものの、まだ復興途上です。漁業センサスの実施に当たっては、こういった地域の状況への配慮ということも必要ではないか。この点についても御審議をいただきたいと考えております。

配慮とは、例えば震災によりまして漁協においては組合員名簿が流されてしまったとか、震災によって仮設住宅にどういった方々が入居しているとか、そういった情報を地元の行政機関が掴んでいると考えられますので、それらの情報なりを活用することによって、できるだけこの漁業センサスの回答に対する負担の軽減を図る必要があるのではないかと。そういう趣旨でございます。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、農林水産省大臣官房統計部経営構造統計課センサス統計室の矢野センサス統計室長から、補足説明がありましたらお願いいたします。

○矢野センサス統計室長 農水省のセンサス統計室長の矢野でございます。

先ほど事務局から御説明いただきましたけれども、主な調査計画の内容の変更を若干補足させていただきたいと思っております。

まず資料2の1ページ目(2)主な調査計画内容の変更のところなのですが、全ての調査票をOCR対応調査票に変更するという点でございますが、これは実は先般22年6月に省内で行政事業レビューというものがございまして、その中で結果的に一部改善という裁定を得たわけなのですけれども、その際に不断の効率化改善を続けるということで、その一例としてOCR化をぜひ導入してほしいという御指摘がございました。それに対応して今回全ての調査票を変更するものでございます。

海面漁業調査でございますけれども、2ページ一番上の箱の中に入っておりますが、現在、団体経営体の調査票は会社と漁協と共同経営というふうに分かれておるわけでございますけれども、これも先ほどのOCR化とも関連いたしますが、1種類に統合して実施をしたいと考えているところでございます。

(イ)の漁船登録データにつきましては、先ほど総務省政策統括官室のほうから説明があったとおりなのですが、端的に言いますとお手元の資料の中に資料3-3がございまして、ここにこれまでの取組といったものも簡単にまとめておりますが、前回2008年の際には岡山県の備前市で試行的に取り組んでみました。それから、裏側を見ていただきますと、さらに23年度には3県6市町村から実際にこの漁船登録データを提供いただきまし

て検証いたしました。さらにそれに加えて先般7月に行われました試行調査の中でもチェックをしてみたということでございます。

端的に申し上げますと、プレプリントとして使うには非常に労力、コストがかかるという結論でございます。こういうテストをして得られた結果としては3～4割ぐらいしか使えないということでございました。

さらにこの漁船登録データは各県それぞれ取組が各様でございます。言うなればフォーマットもそろっていないということもございまして、また、統計調査として使う場合に個人情報保護との関係もあり、条例等できちんと整理しているところもあれば、そうでないところもあるということで、なかなか難しい面があることがはっきりしましたので、今回は新規客体の把握の参考として使わせていただきたいという結論になってございます。

資料2に戻っていただきまして、漁業経営体に対する調査の中で1つには漁業種類別の販売状況の把握でございますけれども、従前は1位と2位を把握しておりましたが、調査客体の負担軽減の観点から1位のみをスリム化をしたいと考えておるところでございます。また、個人経営体の世帯員でございますけれども、従前は名前や続柄を文字で書いていただいていたわけですが、この辺が実際に調査を担当していた市町村等の意見もありまして、審査の効率化あるいはOCR化に伴う判読精度の向上といった観点から、明確に続柄コードを数字で書いていただくというふうに変えたいと考えております。

内水面漁業は、海面と同様でございますので割愛いたします。

エの流通加工調査でございますけれども、これは魚市場と冷凍・冷蔵、水産加工場と2つに分かれるわけでございます。魚市場につきましては利活用の大層が暦年データになっていることも踏まえまして、今回は調査期日を1月1日に変更したいと考えております。

水産加工場につきましては3ページの上段からですが、2つの変更を予定しております。

第1点はHACCPの導入状況でございます。これにつきましては少しきめ細やかに捉えたい。きめ細やかといいますのは、現在はまだ導入していないのですけれども、導入そのものは決定しているというものははっきりわかるようにしたいということで、変更したいというのが箱の中でございます。

2点目は従来、漁業センサスを母集団にして水産加工統計調査というものを毎年実施しております。これは標本調査でございますけれども、これをセンサス年においては、センサスに吸収するというので、全体のスリム化を図りたいということでございます。それに対応して、これまで21品目ということでかなり大きくくりに捉えていたものを、実態に近い68品目に変更して調査をしたいと考えております。

最後になりますけれども、今回もろもろの調査票のデザインのレイアウトの変更をしておりますが、それに加えて今回の漁業センサスとしては初めていわゆるコールセンターを設置したい。これは農林業センサスも前回の際に初めて設置したわけでございますけれども

も、その際のノウハウも使いまして、漁業センサスにおいても今回初めてこれに取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。

以上、概要説明と補足説明をしていただきました。詳細な議論は基本的に個別事項の審議の中でしていただきたいと思いますが、総論的な部分で特にこの点は明らかにしておきたいという発言がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

それでは、特に総論的な部分では御発言がないということなので、次の議題に移らせていただきたいと思います。

個別の審議に入りますので、まず調査事項の変更等について資料3-1の審査メモを説明していただきます。審査メモに沿って海面漁業調査、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）について、審査メモで言いますと1～4ページに書いてございます。御説明を総務省の金子調査官からよろしくお願いいたします。

○金子調査官 個別事項の御説明をさせていただきます。

御説明に当たっては今、お話にございましたとおり、資料3-1の審査メモ、さらに分厚い資料1-15という表、これは調査票の新旧対照表でございますが、こちらも御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず調査事項の変更ということで海面漁業調査、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）についてでございます。

ここでは報告者のより正確な記入を図るといった観点から、6点の変更が計画されております。

まず1点目は「Ⅰ 世帯について」というものの「2 世帯としての専業・兼業」という部分でございますが、この審査メモの上段であります。この選択肢のうち「漁業専業」及び「漁業が主」というものを「自家漁業専業」及び「自家漁業が主」という形に変更するものでございます。新旧対照表ではⅠ-2という下段の部分であります。

これにつきましては「漁業専業」とか「漁業が主」という表現ですと、いわゆる自家漁業、自家漁業とはすなわち自営単独であって、さらに共同経営とか雇われている方は含まれないような形態の漁業でありますけれども、こういった漁業であることが従前の表現ではわかりにくいという意見が都道府県等からあったということで、これに対応して変更するものでございまして、私どもとしては報告者のよりの確な記入という観点から、適当と判断しているところであります。

2点目は1ページの下段でございまして「4 漁業を行った人」という部分でございますが、これについては先ほど農林水産省からも御説明が少しございましたけれども、従前名前等を記入している部分を、続柄の記入に変更するというものであります。新旧対照表でいきますとⅠ-4であります。

これにつきましては、近年プライバシー意識の高まりといったことから、名前は未記入ということが多くなってきておきまして、それを踏まえまして前回調査において経営主との続柄とかA、B、Cといった記号での記入でも構わないという形に変更したところでありましたが、そうしましたところA、B、Cといった記入ですと該当者が明確でないことから、記入内容を必要に応じて報告者に照会する際に手間がかかる、難しいといった意見等が県等から寄せられたといったことで、続柄に統一した形で記載するように変更するものであります。これにつきましても、私どもとしては的確な記入ということで適当と判断しているところであります。

3点目は「Ⅲ 漁船」の「1 過去1年間に漁業に使用した漁船」の選択肢についてでありまして、選択肢に「漁船非使用」を新たに追加するということであります。対照表ではI-7下段の部分であります。

これについても都道府県から調査内容の内容審査におきまして、この事項が従前の様式では未記入の場合、漁船を使用していないのか、あるいは単に記入漏れなのかということについて、判断がつかないという意見が寄せられたということで、報告者のより正確な記入という観点から「漁船非使用」という欄を新たに追加するということであります。これも私どもとしては、より正確な記入ということで適当と判断しているところであります。

審査メモの3ページに行ってくださいまして、4点目であります。これは「Ⅲ 漁船」の「2 無動力漁船と船外機付漁船の隻数」という部分で、ここの説明文につきまして一部「（借りている漁船も含めます）」という表現があったのですが、これを「（借りている漁船を含み、貸している漁船を含みません）」という表現に変更するものであります。対照表のI-8ページ上段の部分であります。

これについては、基本的にこの調査事項は漁業に使用した漁船の数を把握するということでありますけれども、単に貸している漁船についてはどのように取扱えばよいのかという照会が報告者から多数あったということで、これに対応してその取扱いを明記するという趣旨でございまして、これも正確な記入という観点からは望ましいということで適当と判断しているところであります。

5点目の「Ⅳ 漁業経営について」の「I 過去1年間に自家漁業で行った全ての漁業種類及び販売金額が最も多いもの」の回答内容でございましてけれども、従前は「過去1年間の漁業種類のうち、販売金額が最も多かったものと2番目に多かったもの、両方を把握するという形であったのですが、今回は販売金額が最も多かったもののみを把握するという形に変更するということであります。対照表のI-9ページの部分であります。

これにつきまして農林水産省としましては、過去1年間に営んだ漁業種類数別の漁業経営体の割合を見ますと、審査メモ4ページ上のほうに表が記載されておりますけれども、この表で御覧いただければおわかりのとおり、漁業種類数が1種類というものが5割弱、2種類というものが約3割ということで、両方合わせますと漁業経営体全体の8割弱程度

はこれでカバーできるという状況であるということで、販売金額が2番目に多い漁業種類の把握を取りやめるということであります。

ただ、私どもといたしましては4ページの表のとおり、3種類以上の漁業種類を営む漁業経営体も2割程度はいるということで、販売金額が2番目に多い漁業種類の把握をとりやめるということが、例えば過去との時系列比較とかそういった際に問題が生じないのかといった点について、さらに検討が必要ではないかと考えているところであります。

審査メモ4ページ中段にいきまして、6点目でございますけれども「4 過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額」という部分であります。この選択肢について従前「100万～」という形で記載していたものを「100万～300万未満」といった形に変更するという。さらに設問の中に「(消費税を含む)」という文言を追加するものであります。これについては対照表のI-15ページ下段の部分であります。

このうち、選択肢につきましては販売金額の範囲をより明確に示したほうが、報告者は回答しやすいという意見が調査員等から寄せられたということで、これに対応するものであります。また、設問文についても同様に、消費税が入った形なのか入っていない形なのかという照会等があったということで、その取扱いを明記するというものでありまして、いずれも正確な記入という観点からは適当であろうと私どもは判断しているところであります。

この部分の説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、矢野室長からもし補足説明がありましたらよろしく願いいたします。

○矢野センサス統計室長 ただいま説明いただきました中で、いわゆる販売金額1位のもの、2位のをどうするのかという点でございます。審査メモで言いますと先ほどの3ページの下のところになります。

この点につきましては、従前は新旧対照表I-9で見ていただきますとわかりますように、1つのカラムの中に営むものに全て丸をつけて、なおかつ1位のものには①、2位のものには②をつけるというかなり複雑といいましょうか、そういう対応をしておったということでございます。これは今回OCR化ということで省力化をしていく観点から、どういうふうに直していくのが調査客体への負担軽減にもなり、また、調査の効率化にもつながるのかという観点が1つ。もう一つは、この調査結果をどういうふうにして使っているのか見てみますと、漁業種類別の経営体数がどうなっているのか、あるいは漁業種類の数別の経営体がどうなっているのか。こういったものが一番ニーズとしては多い。これは報告書の中にも収録しているわけでございますけれども、その表章自体はこういうふうに変更しても大丈夫といいましょうか、変わりなく表章することができるという、この2点をあわせ考えまして、今回こういう変更をすることは妥当であろうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

およそ6点ほどございました。まずは最初のところで自家漁業という「自家」を入れるのかどうかということが1点。

今まで氏名を記入していたところを続柄に変更するというのが2点目。

未使用の漁船があったかどうかを追加するかどうかというのが3点目。

貸している漁船を含まないという文言を追加するというのが4点目。

5点目が一番意見の分かれるところだと思いますけれども、従前は第1位と第2位まで書いていた種類を、第1位のみでの記述にするというのが5点目。

あとは今まで上限が明示されていなかったが、それを明示するようにしますという変更であったかと思います。

それでは、今の御説明に対して意見等ございましたら御発言いただきたいと思います。

○三木専門委員 2点目の続柄把握に関しましては、一番下にありますように報告者の的確な記入と効率化を図れることに加えまして、利用者としては続柄という新しい情報付加によって、家族経営の実情把握がより詳細になされるということで大変うれしいものがございます。

5点目の一番議論になるかなというところなのだと思いますけれども、確認ですが、漁業種類別でそれぞれ漁業形態が幾つあるかという表章だったと思うのですけれども、表章自体はこの変化によって変わることはないということなのではないでしょうか。

○矢野センサス統計室長 そのとおりでございます。表章は変わりません。

○西郷部会長 私も同じ点を疑問に思っていたので、表章は変わらないかもしれないのですけれども、捕捉範囲というか捕捉率そのものは減ってしまうわけですね。従前は1位、2位をとっていたものを1位しかとらないということになるので、そうするとたとえ表章が変わらなかったとしても、表章の中身というものは大分変わりそうな気がするのですが、その点はいかがなのでしょうか。

○矢野センサス統計室長 どういう漁業種類を営んでおったかという情報そのものはとれるわけですので、そういう意味で全体は変わらないのですけれども、ただ、1位と2位の組み合わせであるとか、そういう詳細な分析ができなくなるという点が変わると考えております。

○西郷部会長 三木専門委員は今の点いかがでしょうか。

○三木専門委員 情報の点から言えば、若干詳細分析ができにくくなるという点では残念な点ではあるのですけれども、なかなか表章以上の分析に踏み込む利用の実態から言えば妥当なのかなと思うところで、悩ましいところがございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

中村委員、よろしく申し上げます。

○中村委員 その点ですけれども、1位だけになることによって情報が失われるものは、3種類以上の漁業を行っている経営体のみですね。要するに2つまでであれば1位を書け

ば1位、2位はわかるわけなので、だからそれほど影響が大きいと考えることもないのではないかという気がします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

今の点あるいはほかの点に関しても御意見はございますか。

○工藤専門委員 3番目の漁船で「漁船非使用」を新たに追加すること自体は非常に良いことだと思うのですが、資料1-5の個人経営体用の調査票の書き方として5ページ「Ⅲ 漁船」で「漁船を使用していない場合は次のページへ進んでください」と冒頭に出ているのです。だから「漁船非使用」をここで丸してほしいのですが、こちらが先走ってしまう可能性があるので、レイアウトとしては「漁船非使用」のところに矢印して次のページで良いような気がするのです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点はいかがでしょう。

○矢野センサス統計室長 そういうふうに変更していきたいと思います。

○西郷部会長 わかりました。では、今の御提案のとおりに変更するというので、その点は決着させていただきます。

ほかにもございますか。

○北村委員 一番漁業種類の大きかったものと、2番目をどうするかという話にもう一回こだわりたいのですが、これは1種類、2種類行っている主体が4割5分あるいは3割ということですが、そういう主体は恐らく小さな規模で行っていて、大きな団体で行っているところはもっと多種類のものをとっているというふうになると、全体の数量としては結構大きくなるのではないかと思うのですが、そういう数量的な配慮はしなくて良いのですか。

○矢野センサス統計室長 今の御質問の点ですが、実態としては逆でございまして、大きな規模のところはむしろ営んでいる漁業の種類は少なくなります。むしろ小規模のところのほうが近場の海でいろんなものをとることがございますので、それほど大きな差があるわけではございませんけれども、全体としてはそういう傾向になってございます。

○西郷部会長 今の御説明でよろしいでしょうか。

三浦専門委員、よろしくお願ひします。

○三浦専門委員 1位の金額だけを記入するということなのですが、漁業者は専業で1種類だけというよりは、いろいろ輻輳しながらやられています。そうした中でパターンといいますか、所得補償の事前の調査、所得補償を政策としてやる場合における事前調査でもパターンで、この漁業とこの漁業は結構くっつきながら行っているとか、そういうものを見る場合には2位までが入ったほうが、いろんな意味で使い勝手が良いのかなという気はします。

もう一点なのですが、ここで1位に丸がついているということなので、ここに1行足して、次に2位のところをつければ解消できるのかなということも感じます。

以上です。

○西郷部会長 いかがでしょうか。同時分布を見るのには1位と2位と両方書いておいたほうが良いのではないかというお話なのですけれども、それが政策上有効であるということであれば、もしスペースがあるようなら書いていただくこともあろうかと思いますが、その点はいかがですか。

○矢野センサス統計室長 現在のこの調査票の中で、どういう漁業種類のどういう規模階層の方がどういう種類の経営をしているのかということは、把握できます。けれども、ただいま御指摘ありましたように、1位と2位と両方組み合わせた場合の分析ができなくなるというデメリットもございますので、少し検討させていただきたいと思います。

○西郷部会長 三浦専門委員は今の御回答でよろしいですか。

ほかに何かございますか。それでは復習をいたしますと、自家というのは入れるということでは決着。

氏名を続柄に変えることは、むしろ情報量がふえるということでOK。

「漁船非使用」の選択肢を追加ということなのですけれども、それは調査票の設計と合っていない面があるので、漁船を使用しない場合の次に進んでくださいということを漁船非使用の下のところで示すようにする。

言及はなかったのですが、貸している漁船は含まないという文言を追加するという点に関しては、多分、私の意見ではこうしていただくことによって、実際に使われている漁船の数がより正確に把握できることになると思いますので、適当と判断できると思います。

1位と2位を書くか書かないかということに関しては、組み合わせが特に政策上有効ということもあり得るといふ御指摘に関して、次回、農林水産省から御回答いただくということでもよろしくお願いします。

これも言及がなかったのですけれども、上限を明示するかどうかという点に関しては、示せるのであれば示しておいたほうが良いという整理になろうかと思っておりますので、その点も決着とさせていただきます。

以上が私の今の議論のまとめですけれども、何か追加とか補足はございますか。

○中村委員 続柄番号というものは、どこを見たらわかるのでしょうか。

○矢野センサス統計室長 続柄番号は資料1-5を1枚めくっていただきますと左下に続柄番号の表がございます。経営主01から始まりまして、その他11までございます。

○西郷部会長 中村委員はそれでよろしいですか。

ほかにございますか。それでは、今度は審査メモに沿いまして次の事項に移りたいと思います。また金子調査官からよろしくお願いたします。

○金子調査官 続きまして、審査メモ5ページの海面漁業調査の漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）について御説明をいたします。

ここにおきましては調査実施の効率化といったことや、報告者のより正確な記入といった観点から、3点の変更が計画されております。

1点目は調査票の1ページ目に報告者別の設問の案内を追加する。これは後ほど調査票の統合とも関連する話なのですが、先ほど概要等でも御説明いたしましたとおり、団体経営体用については従前、会社用、共同経営体用、漁協用といったような団体の形態に応じて、3種類の調査票を用いていたのですけれども、今回これを統合して団体経営体用という1種類のものにする。それに伴いまして団体経営体用の調査票の冒頭一番初めの部分に、報告者別にそれぞれの経営体の方がどのページを記載すれば良いのかという案内を追加するということでもあります。

基本的にあくまで統合することが是ということが前提でありますけれども、そういった形をとることが適当ということであるならば、こういった案内を記載することは適当であろうと私どもは判断しております。

2点目は「共-I 共同経営について」という項目の中の「1 出資金」に係る選択肢についてであります。これは新旧対照表でII-5 ページ上段の部分でありますけれども、これは先ほど御説明しました個人経営用の販売金額と同様のものでありまして、いわゆる「10万～」を「10～30万円未満」といった形に変更するということでもあります。これもより範囲が明確化され正確な記入に寄与するものということで、適当と判断しているところであります。

3点目は「I 直接行った漁業の従事者」の「1 海上作業の従事者数」の中にあります新規就業者について、従前「うち、新規就業者」を「うち、過去1年以内に漁業を始めた人（新規就業者）」と表現を変更するものでございます。具体には審査メモの6ページ冒頭で、これだと非常に見にくいのですけれども、今、言ったような形で表現を変更するということでもあります。

新規就業者の定義について、より明確に示すことは報告者にもわかりやすいだろうということで、これについても私どもは適当と判断しているところであります。

以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

矢野室長から追加的な説明はございますか。

○矢野センサス統計室長 特にありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の3点、審査メモで言いますと5ページ目上のほうにございます3種類の調査票が1つにまとめられるので、3種類の回答者に即して何ページに飛んでくださいというような指示が出されているということが1点。

それから、先ほどと同じようなものですが、上限が明示されているというのが2点目。

3点目は新規就業者の定義が明示されるようになった。私の目だとかなりつらいぐらいに小さな字で書いてあるのですけれども、その3点ですが、何か御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

○工藤専門委員 これもレイアウト上の質問なのですけれども、2013年の漁業センサス、資料1-6の団体経営用の調査票を見ると、会社経営の人がまず2ページで会社経営の方が記入してくださいという中で記入していくのですが、8ページに支社がある人はここにも書いてくださいという感じになっていますね。これは、従前、連続した形で記入していたのでしょうか。

○矢野センサス統計室長 この部分は従前も同じでございます。

○工藤専門委員 答えてから、最後にこれがあるということですか。

○矢野センサス統計室長 はい。

○工藤専門委員 わかりました。それでは多分大丈夫だと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。三木専門委員、お願いします。

○三木専門委員 共同経営の把握についてですけれども、今、震災で被害を受けた地区というのは、本来的に単独、個別経営でやりたいが、いろんな事情で共同経営あるいは共同経営的経営をされている方々がいらっしゃるかと思います。それらの把握に関してはいろんな御配慮が必要になるかと思うのですが、そのあたりどういうふうに行われようとされているのか教えていただきたい。

○田中補佐 共同経営の関係なのですけれども、確かに三木専門委員御指摘のとおり大変いろいろな経営体ができているのだと思います。ですので、共同経営の定義自体はこれまで同様に捉えていきたいと思うのですが、より現場の段階で混乱しないように事例などを用いるなど、対応していきたいと思っております。

○西郷部会長 今、震災の関係でも御発言があったかと思えますけれども、震災への対応については、また後ほど説明があると思ってよろしいですか。

○矢野センサス統計室長 若干補足いたしますと、今回、被災地域については、客体候補名簿というものをきちんと整備していくことが一番大事であろう。そして、それが非常に難しいという現実もあるということでございまして、現在農林水産省としては、全漁連さんにもお願いして、そういう漁協の方々からそういう名簿、現在の状況を把握させていただきながら、事前にそれをできるだけ丁寧に補正して、それを早目早目に提供していく。それによって被災地の負担を少しでも減らしていけるようにしたいと考えております。

そういう取組の結果として、例えば従前は個別経営であったけれども、実際に調査をしてみると共同経営に変わっているといった形が、調査の結果として浮かび上がってくるのではないかと考えております。

○西郷部会長 今の回答でよろしいでしょうか。

ほかにございますか。

○三浦専門委員 今のところなのですけれども、農林水産省、水産庁の予算で「頑張る養殖業」というものがありまして、これは3経営体以上の経営体が協業化もしくは共同で作

業をするということで、3漁業年度、だから3～5年ということで集まりながら復興をしているという事業がありますので、その場合の扱い方をどうされるか。そのデータ等もNPOとかにあるので、それは必要なのかなと思います。

○西郷部会長 いかがでしょうか。

○矢野センサス統計室長 まさにそういうデータはできるだけ幅広に使わせていただいて、調査を円滑に進めていきたいと考えております。

○西郷部会長 今の御回答でよろしいですか。

ほかにございますか。

○三木専門委員 表現に関する確認なのですが、調査票3ページ目の頭「I 直接行った漁業の従事者」。直接行った漁業という表現があると間接的に行った漁業というのが対応すると思うのですが、直接行った漁業というものは、漁協等の漁協自営を意識されての表現なのでしょうか。眺めて引かかる表現だなと思いました。

○西郷部会長 御回答のほうは今の点いかがですか。

○田中補佐 三木専門委員の御指摘も含めて、再度確認させていただきたいと思います。

○西郷部会長 ほかにございますか。

それでは、いろいろな意見が出たのでまとめ切れているかどうかわかりませんが、まずは最初の経営のあり方によってページ数が明示されていることに対して、位置に関して工藤専門委員から質問が出ましたが、従前もこの格好だったということで、調査票の配置に関してはこのままで大丈夫だろうというのが1点目です。

上限が明示されているということに関しては、特に意見はありませんでしたが、先ほどと同じように明示されたほうが良いということです。

新規就業者の定義が明示されていることについても、よりはっきりとした調査が行われるということでOKということです。

そのほか、震災の関係で今回、調査をすること自体が震災対応にもつながるのだということだったのですけれども、その際に水産庁のデータであるとか、従前は個人で行っていたのだが、仕方なく共同体で操業しているといったことまで含めて、震災を特に頭に置いて対応していただくということで御発言をいただいたかと思います。

以上なのですが、何か今までの点に関して特に補足することがございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、審査メモの次の項目に移りたいと思います。金子調査官、よろしく願いいたします。

○金子調査官 引き続きまして、審査メモ6ページ(3)漁業管理組織調査票の変更の部分であります。この中で「I 11月1日現在の参加漁業経営体」という中の2つの事項、1つは「管理組織に参加している経営体数」、「管理を行っている漁業種類別の経営体数」これらの回答方式の変更を計画している。具体にはこの枠内に書いておりますとおり、漁業経営体数を回答するということなのですが、従前の実数を記入する方式から今回その該

当範囲を選択する方式、該当する範囲の部分に印をつけるという形に変更するものであります。

これにつきましては、農林水産省では、これまで実数値で把握していたのですけれども、その集計時においては、今回変更しているような規模区別に集計、結果を公表しているということ、あるいは審査メモの7ページの上のほうに表が示されてございますが、参加している漁業経営体数の規模別割合というものの構成比に余り大きな変動はないということでもあります。

ただ、私どもとしては漁業管理組織に参加している漁業経営体数の把握という部分で、あくまで利用者ニーズ次第ということですが、例えば、今後利用者ニーズに応じて規模別に検証、分析を行う際に、実数値のほうが使い勝手が良い、あるいは実数値でないと使えないということはないのかどうかという点について、一応確認をする必要があるのではないかと考えているところであります。

この部分の御説明は以上であります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

何か補足説明は矢野室長からございますか。

○矢野センサス統計室長 この点で若干補足させていただきますと、実際にこの調査結果を前回まで実数で把握して、そして表章する際には今回のこの調査票のグレード分けをした、この区分で公表してきておりました、それ以外にもっと細かく分けてほしいとか、そういった組みかえ集計の要請といったものは、少なくともこれまではなかったというのが実態でございます。

この項目だけにかかわらず、ほかの項目も実数で捉えたほうが後々の利用ということからいくと非常に良いのはそのとおりでございます。ただ、そこは調査の効率性、調査客体の負担、どれだけ正確に書いていただけるのかといったこととの総合的なバランス、判断なのであると考えております。これらの点を御審議いただければと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、審査メモ6ページ(3)海面漁業調査の漁業管理組織調査票の漁業経営体の数の書き方に関して、従前は実数で記入していたものが、書き分けというのでしょうか、あらかじめ示された階級分けに従って、丸をつけるような形に変更されるということなのですけれども、この点に関してはいかがでしょうか。あるいは、区切り方自体がどうかという問題もあろうかと思えます。

○三浦専門委員 1のところで管理組織に参加している漁業経営体というものが、全体像として人数が書かれていまして、2で細分化した中で各漁業種類において参加している方。そのときの分け方というのが、300経営体以上が同じなので、このごろ1県1漁協というところも出てきているので、上の部分が300以上で大丈夫なのかなと。過去のデータ等もあると思いますので、その辺をお教えいただければと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点はいかがでしょう。

○矢野センサス統計室長 300 経営体以上の構成割合はここにお示ししているところなの  
ですけれども、今の御質問は実際の実数ということでしょうか。

○三浦専門委員 参加している漁業経営体の数ですね。細分化したところも同じ数で割っ  
ているので、これは300以上が参加している場合が結構あった場合、ここで切って、下も  
300で切っているのではどうか。例えば1県1漁協だと1,000人以上いるような組  
合員があった場合において、そのうちの8~9割が管理組織に参加しているといった場合  
において、今までの小さい漁協単位であればその辺は大丈夫だと思うのですが、その辺が  
どうなっているのかということをお聞きしたいということでもあります。

○田中補佐 漁業種類別に見てみますと、300経営体以上ということで全体では80組織に  
なっています。管理組織全体としましては1,738組織という形になりますので、この表で  
お示ししているとおりだと思います。それを漁業種類別に見てみますと300経営体以上の  
組織というのばらつきがございまして、一番多いものは「採貝・採藻」のところでは300  
経営体以上ある組織が47という形で、母数としては617組織に対して47というところが  
一番多い状況でございます。

○西郷部会長 そうすると、300で本当に大丈夫ですかというのが質問の内容だったと思  
うのですが。

○三浦専門委員 下は大丈夫と思うのですが、上なのです。

○矢野センサス統計室長 300以上のところのデータは今、手元にございませんので、後  
でまたお示ししたいと思います。

○西郷部会長 それをもってまた検討するというので、三浦専門委員よろしいですか。  
ありがとうございます。

ほかにもございますか。

○三木専門委員 今後の漁業、漁村は、資源管理をきちんと行っているかということを持  
示していく必要に迫られていくと思うのです。その中で漁業管理組織のデータが粗くなっ  
てしまうということは残念だなと思います。

利用者としても管理組織に参加している漁業経営体数、従前ですと実数で出たものをそ  
の地区の漁業経営体数で割ると参加率とか出てくるのですけれども、この形式ですと、そ  
ういうものが提示することができないという使いにくさが発生してしまうかなという懸念  
を持っております。

○西郷部会長 今の点はいかがでしょう。

○矢野センサス統計室長 御指摘の点は実際に利用する場合に、まさにそういう分析をし  
ようと思えば、そういう支障が出てくる可能性はあると思います。

一方でこの調査の効率化を考えたときに、どういう対応があるのかなということを少し  
持ち帰らせていただいて、検討してみたいと思います。例えば一番上の階層だけ実数で把

握するという方法もあろうかと思えます。これは折衷案という形になりますけれども、そのあたり調査の実効性と両方を勘案して検討してみたいと思えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。工藤専門委員、お願いします。

○工藤専門委員 私も三木専門委員と全く同意見で、規模よりは資源管理の参加形態というものは参加ですから、どれだけ参加しているかのほうが重要になるはずだと思うわけです。もちろん組織の規模がどういうふうに変ってきているのかということは重要かもしれないけれども、それ以上に参加している者の実態を把握するほうに力点が置かれるのかなと思えます。

以上です。

○西郷部会長 わかりました。

北村委員、お願いします。

○北村委員 範囲で答えるのと実数で答える場合の負担の違いというものは、細かいことを正確に確認しなければいけないということと、大ざっぱに言えば大体この範囲だという、その違いですか。

○田中補佐 おっしゃるとおりでございます。2008年の試行調査の段階では実数で把握しておりました。それに対しては3割ぐらいの調査員の方もしくは市町村の方の補正がございました。今回グレードで捕捉したところ補正はなく、10割記入いただけただということがございます。

○西郷部会長 今の御回答でよろしいですか。

ほかに今の点で何かほかの意見はございますか。竹原委員、お願いします。

○竹原委員 今のお答えに関してなのですが、全体として効率化していくことについてはそのとおりだと思うのですが、先ほど来の各委員の御意見を聞いていると、調査員の方の負荷を極力抑えるために（しかも一方ではOCR化しているわけですから）、そこまで段階分けする必要があるのかどうかということは、かなり気になったところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御指摘、御意見等ございますか。それでは、この点に関しては階級分けして聞くことによって情報量が落ち、その情報量が落ちてしまうことによって例えばアクティビティの量がうまく捉え切れなくなるのではないかという、かなりそれを心配する声というものがございましたので、先ほど農林水産省からも御回答がありましたとおり、次回に使われ方と、階級分けすることによってどれぐらい情報量が落ちるのか。特に上限が300で本当に大丈夫なのかということはかなり心配をなさっていたと承りましたので、その点について次回御回答いただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、また審査メモに沿いまして金子調査官から御説明をよろしく願いいたします。

○金子調査官 審査メモでは7ページ下段(4)内水面漁業調査の部分でございます。この内水面漁業経営体調査票Ⅰ(個人経営体用)につきましては、調査票のOCR化への対応あるいはより正確な記入といった観点から、6点の変更が計画されているところであります。

まず1点目は7ページ枠内に書いてありますとおり、この調査票の冒頭第1面において、報告者別の設問の案内を追加するということでもあります。これは調査票の統合ということではないのですが、こういった案内を追加するほうが、よりの確な記入に寄与するのではないかということで追加するということでありまして、私どもとしては適当と考えております。

8ページ、2点目は「Ⅱ 湖沼漁業」の「3 漁業種類」の設問文について「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つは『①』としてください」という表現であったものを「そのうち、販売金額が最も多かったもの一つを○で囲んでください」という形に変更するとともに、回答方法を従前○及び①という形で記載していたものを、営んだもの及び販売金額1位のもの、それぞれの欄に○を記入するという方法に変更するものであります。これらにつきましては調査票をOCR仕様に変更することに伴った変更でありまして、私どもとしては的確な記入という観点からは適当と判断しているところであります。

3点目は下段の「4 魚種」の回答方法についてでございますが、これは先ほどの漁業種類と同様の変更でありまして、これも私どもは適当と考えております。

9ページ、4点目でございます。これは過去1年間の漁獲物の販売金額。この選択肢につきまして「10万～」というものを「10万～30万未満」といった形に変更する。さらに設問に「(消費税を含む)」という文言を追加する。これは先ほど御説明しました海面漁業の個人経営体用の販売金額と同様のものございまして、これも私どもとしては適当と考えております。

審査メモ10ページの上段でございます。5点目でありまして「Ⅲ 内水面養殖業」の「3 養殖種類」の「(1)過去1年間の養殖種類別の施設面積・使用面積」に係る回答方法についてでございます。これも基本的には先ほどの漁業種類と同様の変更でありますので適当と考えております。

下段の6点目「4 養殖方法」も回答方法についてですが、先ほどの養殖種類と同様の変更ということで適当と判断しております。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何か補足説明はございますか。

○矢野センサス統計室長 特にありません。

○西郷部会長 わかりました。

それでは、審議に入りたいと思います。最初が審査メモの7ページ目でございますとおり、これは先ほどの内水面と同じようなものですが、経営体のあり方によって誘導

が行われて、これに関しては調査票の誘導が適切かどうかというのが判断の対象になるかどうかと思います。

2点目と3点目に関してはOCR対応ということで、従来は①と書いてあったものを、丸をつけて、なおかつ1位のものにさらに1つ丸を追加するということです。これは、情報量は従前と変わらないということになるかと思いますが。

4点目は審査メモの9ページになりますけれども、上限が明示されて消費税も含むという文言が追加されることになります。

最後の5点目は10ページになりますが、これも丸をつけるということでしょうか。これは情報量が落ちる形になるわけですか。先ほどの場合には2つ丸をつける欄があって、その中で1位のものにはさらにもう一つ丸をつけてくださいということだったのですけれども、こちらは従前行っているものはすべて丸をつけて、これは金額そのものを書いてあるから情報量は落ちていないということですね。失礼いたしました。

10ページの下のところ、同じ内水面の養殖業の養殖方法に関しても審査の対象となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上6点が審査の対象となります。御意見ありましたらよろしくお願いいたします。多分、ほとんど変更はないという印象なのですけれども、そういうふうに捉えてよろしいでしょうか。

金子調査官、よろしくお願いいたします。

○金子調査官 1つ、この設問の案内の関係で確認したいのですが、3種類ほど記載があって、全ての方というのが2ページ及び3ページでこれは良いのですが、その次「湖沼で漁業（採捕または養殖業）を行った場合」という方は4～5ページ、3つが「湖沼及びその他の内水面において、養殖業を行った場合」というのが6～7ページとなると、いわゆる湖沼で養殖業を行った場合は4～5ページ、さらに6～7ページ両方記載するという理解でよいのでしょうか。

○矢野センサス統計室長 そうです。

○金子調査官 そうしますと、ちなみに4ページと5ページの養殖業の方が記載するという部分は、調査票で申しますと4ページ「3 漁業種類」で養殖業の部分がございましてけれども、ここだけでございしますか。それともほかもどこか記載するところが出てくるのでしょうか。要するに4～5ページに湖沼で漁業を行った場合の方が記載するというところについて、養殖業を行った場合4～5ページの範囲で養殖業の方が記載する部分ということは、4ページ一番下の漁業種類に係る養殖業の部分だけということでしょうか。それともほかにも記載する部分はあるのでしょうか。

○田中補佐 全て記載していただくことになっております。

○西郷部会長 そうすると6～7ページにも例えば養殖業に雇った人数とかあるのですが、全部書くという理解で良いのですか。

○矢野センサス統計室長 該当するところは全て記入していただくということです。

○金子調査官 この構造としては、4 ページ、5 ページでとりあえず養殖業の方も書いてもらうのですけれども、さらに6 ページ、7 ページで養殖業に関してさらに細かい情報を書いてもらうという構造になっているという理解でよろしいのですか。

○矢野センサス統計室長 そうです。

○金子調査官 わかりました。

○西郷部会長 金子調査官、よろしいですか。

ほかに何かございますか。

○中村委員 調査票の4 ページの一番頭を書いてある「湖沼で漁業（採捕又は養殖業）」とありますけれども、養殖業を行っていない場合は6 ページへ進んでくださいと書いて、養殖について聞くことになってしまうのですか。案内の仕方がおかしいのではないかと。

○西郷部会長 御指摘の点はわかりましたか。

○中村委員 4 ページの一番頭のところですけれども、養殖業を行っていない人は養殖業の6 ページに行くと読めるのです。

○西郷部会長 湖沼で漁業（採捕又は養殖業）を行っている場合は、このページから記入してください。行っていない場合は、行っていないの中に養殖業が含まれているように読めるのだけれども、飛んでいったページの先では養殖業について聞いているというのが、誘導の仕方として適切ではないのではないかと御指摘だと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○矢野センサス統計室長 その点は確認して、次回に御報告したいと思います。

○西郷部会長 わかりました。どうもありがとうございます。

工藤専門委員、よろしく申し上げます。

○工藤専門委員 補足的に説明させていただくと、湖沼で養殖業を行っているというところは霞ヶ浦ぐらいなのですが、天然水下でコイ養殖を行っているという方は4 ページ、5 ページも書いて、6 ページ、7 ページも書くということなのですけれども、湖沼以外で内水面を養殖されている方がいらっしゃいます。これは川とか私有地でため池とかそういうところですか。そういう方は6 ページ、7 ページしか書かないということなのです。

○西郷部会長 養殖業というよりは、湖沼でというところ限定がかかっているから、一応これで切り分けができていないかということですね。

○工藤専門委員 ただ、おっしゃるように確かにわかりにくいかもしれないので。

○西郷部会長 表現等でもっと紛れがないような表現が選べるようであれば、そうしていただいたほうが良いと思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。それでは、大分時間も押しているのですけれども、その次の事項に移りたいと思います。また金子調査官、よろしく願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモ 11 ページ（5）内水面漁業調査の中で内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）についてであります。

これは先ほどの個人経営体用と同様でございまして、調査票の第1面において報告者別に記載の案内を追加するということでもあります。これはそういった記入の適正化ということで、私どもとしては適当と考えております。

以上です。

○西郷部会長 今の点いかがでしょうか。調査票を御覧いただいて誘導に問題がないようであれば、これも適切という判断かと思えます。よろしいですか。

それでは、御意見が特にないようですので、これも審査メモのとおり適切という判断いたします。

それでは、その次の事項を金子調査官からよろしく願いいたします。

○金子調査官 続きまして、審査メモの11ページ中段以降(6)流通加工調査の魚市場調査票につきまして「3 魚市場における過去1年間の取扱高及び水産物取扱金額」の設問の中に「(消費税を含む)」という文言を追加するとともに、水産物取扱数量の「総数」欄に「水揚量」と「搬入量」の合計量を記載する形に変更するものであります。

このうち、設問文に消費税を含むというものを追加することにつきましては、ほかの部分でも幾つか御説明したとおりの変更でありまして、適当と考えております。

また、この水産物取扱数量の「総数」欄に「水揚量」と「搬入量」の合計量を記載する形に変更することについても、より正確な記入に寄与するだろうということで適当と判断しております。

以上であります。

○西郷部会長 何か補足はございますか。

○矢野センサス統計室長 ございません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議のほうに移りたいと思います。今の点に関していかがでしょうか。特にないようでしたら、これも審査メモのとおり適切と判断いたしまして、その次の事項に進みたいと思います。

金子調査官からよろしく願いいたします。

○金子調査官 それでは、審査メモの12ページを御覧いただければと思います。(7)流通加工調査、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の部分についてでございますが、4点の変更が計画されております。

1点目は「Ⅲ 水産加工場」の「1 過去1年間で生産した水産加工品の生産量」におきまして、生産量を把握する品目について、21品目から68品目に細分化するものであります。

これについては、従前は漁業センサスの実施年度におきましては、11月の漁業センサスにおいて全加工場を対象に21品目を調査し、その2カ月後の1月に一般統計調査である水産流通調査において、比較的大手の加工場を対象として68品目を調査していた。従前はこういった状況になっておりました。

したがいまして、大手の加工場においては短期間に品目の粗密はあるのですけれども、重複して2回、同様の調査を受けていた状況もあったため、今回、漁業センサスの実施年度には漁業センサスにおいて全加工場を対象に68品目を調査する。そのかわりに一般統計調査である水産物流通調査の実施は休止するということでもあります。

ただ、私どもとしては13ページの論点に少し記載しておりますけれども、①であります。実はこの漁業センサスについては本年7月に試行調査というものが実施されておりました。その中で2つの方法について検証するということが行われました。

2つの方法というものはこれに書いてありますアとイという方法であります。この中でイのほうが今回の最終的な結論ということで採用された部分でありまして、上のアの部分が採用されなかった。つまり、このアの部分の方法というのは漁業センサスにおいて大手の加工場については68品目、それ以外の加工場については21品目ということで、工場によって調査対象とする品目を変えるという方法も考えていたということでもあります。

したがいまして、私どもとしてはこうした方法でなくて、センサスにおいて全加工場を対象に68品目を調査するというやり方を最終的に採用することについて、その採用した理由を確認する必要があると考えております。

また、これとあわせまして生産量あるいは販売額などの観点から、国として行政施策等を実施する上で、68品目を把握しなければならない必要性あるいは今回の変更に伴い、結果の表章がどうなるのかといった点についても、確認する必要があると考えているところであります。

2点目は審査メモ13ページの下の方「4 過去1年間の事業所における原材料の仕入れ状況」の「(1) 原材料に占める国産品の割合」についてであります。その選択肢に関しまして、まず選択肢の階層の順序を変更するということでもあります。下のほうにその抜粋がありますとおり、従前は一番左が「すべて輸入品」で、右が「すべて国産品」となっていました。今回の改正案ではそれを逆転し、また、それぞれの割合も順番を変更しているということでもあります。

それから、その割合の部分については従前「30%～」といった記載であったものを「30%～50%未満」ということで、その上限を明示する形に変更するということでもあります。

まず割合の範囲の上限を明記することについては、これまでも幾つかほかの部分で御説明したものと同様でありまして、適当と考えております。また、選択肢の順序の変更については、調査の趣旨が国産品の原材料の割合を把握するというものだということですので、その趣旨に沿って変更することから、これについても適当と考えております。

3点目は審査メモ14ページであります。この中で「5 製品製造の工程管理内容について」の「(1) 事業所における HACCP 手法の導入状況」。これに係る選択肢につきまして従前「採用している」及び「採用していない」という2つの選択肢であったわけですが、これを「導入している」、「導入していない」、「導入を決定している」に変更するということでもあります。

これにつきまして農林水産省としては、水産基本計画という閣議決定の水産に関する基本的な計画があるわけですが、これに基づきまして HACCP の認定の取得の推進といった観点から品質・衛生管理体制の向上を図る加工場等を支援するというので、今回現時点では導入していないけれども、導入を決定しているという加工場の情報まで把握したい。そのために変更したいということでもあります。

しかしながら、私どもとしては、まずそもそも HACCP 手法の導入状況については認証機関が複数あります。国が認証しているもの、自治体が認証しているもの、業界団体が認証しているもの、いろいろなところで認証している主体というものがあるわけですが、その認証の導入状況については、そういった認証をしている団体等から情報をいただければ把握が可能ではないかということ、さらに記載の方法についても、審査メモ 15 ページ②に記載しておりますが、導入を決定しているというケースの場合、②と③と両方に印をつけるのか、それとも③だけに印をつけるのか、そこら辺についても少し不明確ではないか。こうした点についても検討が必要と考えているところであります。

4 点目は審査メモ 15 ページ「5 製品製造の工程管理内容について」の「(2) HACCP 手法を導入している理由」の選択肢の部分でございますが、これは選択肢の中で従前「製品の高付加価値化」と言っていたものを「製品の高付加価値化のため」という形で表現を変更するものであります。これについては他の選択肢の〇〇のためとか、要するに「ため」と書いてあるものと統一をすること、私どもとしては適当と考えているところであります。

私からの説明は以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審査メモの 11 ページに戻りまして、まず 11 ページの上のほうに書いてあります(5)、これも今までと同じように経営体のあり方によって誘導するものですが、調査票を御覧いただいて誘導がこれで適切であれば、適切という判断になるかと思えます。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、下の(6)の流通加工調査の魚市場調査票で、従前の調査票に消費税を含むという文言が追加されるということと、総数の欄に「水揚量」と「搬入量」の合計量を記載する形に変更するという事柄なのですが、この点に関してはいかがでしょうか。

私は記入内容がどう変わっているのか、総計の欄に合計が記載される形に変更されるということなのですが、今までは合計ではなかったということなのですか。記入欄そのものはほとんど変わっていないようにも見えます。

○矢野センサス統計室長 部会長おっしゃるとおり、もともと項目なのでありますが、補助する形で①、②という形でどこどこの合計に該当するのかということをも明確化したということでございます。

○西郷部会長 わかりました。ありがとうございます。

何かございますか。なければこれも適当と判断することにいたしまして、恐らく一番意見が多いであろう審査メモ 12～13 ページにかけて、従前 21 種類だったものを 68 品目に拡大する。それだけ見ると回答者の負担の増加となりますが、その裏側で一般統計調査はセンサスが行われるときには、センサスで調べるようにするという軽減が図られているということですね。

何か先に補足説明をしていただければ、補足説明をお願いいたします。

○矢野センサス統計室長 お手元の資料 3-2 を見ていただきたいと思います。

3 ページに先ほどの論点メモに対する回答という形でまとめております。

1 点目の 2 種類の調査方法でございますけれども、それをまさに今回試行調査の中で実施してみたわけでございます。いわゆるロングとショートということでございますが、ただ、2 種類を用いて配り分けをしますと、これは正直言って相当この調査準備にかかる時間もかかりまして、非常に煩雑であったということが 1 点。

2 つの方法で実施した結果は、余り差がなかった。こういうことがございまして、それが実証できた以上は調査員なり客体の負担軽減を考慮しますと、68 品目で一気にこの調査をしたほうが、かえって効果的なのではないかと考えたところでございます。

4 ページ、そもそもこういう 68 品目の水産加工品を詳細に調査しなければならないのかというところでございますけれども、これは 4 ページにかなり細々書いておりますが、一番わかりやすいのが 3 のところだと思います。今回、震災からの復興ということで力を入れてやらせていただいているわけでございますけれども、水産業というのは 3 つの柱でできております。まず、いわゆる漁業、養殖業そのもので、経営を再開させるということ。2 つ目が水産加工流通業の復興・復旧です。3 つ目には漁協・漁村ということがございまして、この 3 つが三位一体となって水産業が振興される。そういうことで水産加工というのは非常に大きなウェートを占めている。水産政策の中核をなしていると言ってよろしいかと考えているところでございます。

具体的には 1、2 に書いておりますように、こういう融資をする際の客観的な判断基準が 68 品目ベースで使われておる。また、輸入割当というものも同じようなベースで実務上使用しておることがございます。そういう意味で、必要性は十分にあるのであらうと私どもは考えております。

3 つ目の点でございますけれども、実際に調査票を配って意見を聞いてみますと、68 品目が大変なのかと思ったのですが、実は逆でして、実際に業務として行っていच्छるものに近いような区分のほうが答えやすい。21 だと、これまで我々はそれで実施していたわけでございますけれども、どこに入るのかなということを考えなければいけない。余り考えずにストレートに回答できるという意味で、68 品目のほうが、負担が少ないという意見があったところであります。

④の様式でございますけれども、表章は 21 品目が 68 品目になるだけということなので、特にそういう意味では本質的な違いはないと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、13 ページにまいりまして、論点というところで4つございますけれども、①では2通りの方法が検討されていたのですが、それについてはどうか。それから、そもそも68品目を把握することが必要なのかどうかというようなこと。

今の論点、論点に対する回答に関して、御意見等ございましたらよろしくお願いたします。

○三木専門委員 今の御説明で、報告者側の負担増加が分けてやった場合でもそれほど差がなかったということを伺いました。利用者としては情報が多いほうがありがたく、調査の統合によって調査客体の負担軽減もできたことは評価されると思います。

今、食の簡便化の中で加工品を利用する消費者は多くなっています。そういう中で消費の実態にはなりませんけれども、加工品生産ベースでどのような加工品ができていくのかという情報提供というものは、消費と結びつけて分析しやすいなと思ったのと、今、政策で6次産業化ということも出ていると思うのですが、それが漁業生産及び輸出入で、それは魚種という形で出てくるのですけれども、それとリンクした形で加工品、例えば塩干品でも、単に塩干品ではなくてイワシ、アジ、サンマ、サバとか、そういう魚種別で出てくると、より地域の漁業生産等と対応させた形で、先ほど輸出入のことも申しましたけれども、原料に輸入品を充てているところも多うございます。そういうものとリンクさせた形で加工品生産の実態を把握できるということはありがたいなと思いました。

あと、これは矢野さんから御説明もありましたが、報告者負担は私もこういうふうに細分化したほうが、逆にうちはこれだねという形でやりやすい点はあるのかなということ、これまでの現地調査の中で感じておりました。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○工藤専門委員 私も基本的には三木専門委員と同じ意見ですけれども、この趣旨である水産物流通調査をセンサス調査時はやめる。この意義は大きいと思うわけです。センサスに答えて、すぐその後にまた水産物流通調査に答えることのほうが、調査客体にとっては本当に大きい作業になると思いますので、そこを一括するという事は理解していただけないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○北村委員 今のお話と関係して、水産流通調査を1月に実施し、センサスが11月ということですが、聞いている時点というものはそろそろということが良いのですか。去年1年間ということですが、そうすると別にずれはない、連続性の問題はないということですか。

○矢野センサス統計室長　そういうことです。

○西郷部会長　ほかにいかがですか。

それでは、審査メモの12～13ページに書いてある従来21品目であったものを68品目にふやすことに関しては、これによってほかの調査での回答者の負担が減らされるということと、68品目に増やすことによってかえって正確な記入がより簡単にできるようになるという意見もあるということで、この変更は適切という決着としたいと思います。

その次の審査メモ13ページの下のほうにあります上限の明示という問題は、これまでと同じということですので適当と判断させていただきます。

14ページに移りまして、HACCPの導入。今までは採用しているかしていないかだけだったのを、導入を決定しているというところまで含めて聞くということなのですけれども、これに関して何か御意見があればよろしくお願ひいたします。

○矢野センサス統計室長　補足させていただいてもよろしいでしょうか。

同じく審査メモに対する回答の5ページを見ていただきたいと思います。先ほどのHACCPの件でございますが、実は私どもこのHACCPを十分理解していなかったところがございまして、まさに先ほど総務省から御指摘があったように、認証しているところで確認すればわかるのではないかと考えておったのですが、実はそうではなくて、HACCPというものの仕組みがいわゆるJASとかそういった制度とは違います。ですから、いわゆる認証機関のほうで把握できるものは、これは政策担当部局からもヒアリングをしていましたけれども、3割ぐらいしかございません。

要はコーデックスのほうで規格を決めて、それに取り組む業界と申しますか、その会社のほうがきちんとそれを守り、それをその相手方との間で確認をする。その行為によって言うなれば発効するというのか、成立するということがありまして、これは実際に取り組んでいるところから聞かないと、その全体像がわからないというのが実情でございます。

そういうこともありまして、今回このセンサスの中に取り込ませていただきたいと思いますと考えております。

また、調査票のつくり方はまさに御指摘のとおりで、誤解するようなところもあるかもしれませんので、このままの形でこの手引き等に明記することで対応できるのか、あるいはこの表現をもう少しわかりやすくするのか。当てはまる番号を1つと書いてありますけれども、このあたりを少し手引きの中で丁寧に解説することで対応できるのか、あるいは場合によってはさらに工夫しなければいけないのか、少し考えさせていただいて、次回報告したいと思います。

以上でございます。

○西郷部会長　どうもありがとうございます。

何か御意見等ございますか。

○三浦専門委員 そうしますと HACCP の場合は、手法の導入ということは、認証を受けた地方、大水、厚生労働省の認証だけではなくて、輸出する際に自己検証をして先方に HACCP 処理を提出する。それも含まれるということなのですね。

○矢野センサス統計室長 そういうことでございます。

○三浦専門委員 そこはもう少し詳しく書かないと、多分この質問ではわからないのかなという気がします。

○矢野センサス統計室長 その点も含めて考えさせていただきます。

○西郷部会長 ほかにございますか。

金子調査官、よろしく申し上げます。

○金子調査官 1点この HACCP について確認なのですが、今、自己認証という話もありましたが、そうすると極端な話、特定の認証機関から認証を受けなくても、例えば、我々は HACCP に準じてきちんと品質管理をしていますと、チェックリストみたいなものでチェックすればもうそれで HACCP を導入していることになるということですか。

○矢野センサス統計室長 双方がきちんと確認しなければいけないわけです。ですから JAS のような制度とは少し違うことを御理解いただきたいと思います。

○金子調査官 そうすると、外部の認証機関がなくても、例えば複数の取引がある企業間で確認をすれば、それも HACCP を導入しているという取扱いになるということですか。

○矢野センサス統計室長 そういうことです。HACCP の規格自体はコーデックスできちんと定めたものがありますから、それをきちんとクリアできる内容でなければならないということですよ。

○西郷部会長 それでは、書き方等をもう少し考え直して、次回また御回答いただくということではよろしいでしょうか。

時間がもう大分押してきているのですけれども、済みません、10分ほど延長させていただきたいと思っております。もし御予定等あれば御退席いただいて構いません。

それでは、HACCP のところは次回御回答いただくということで、その次の審査メモ 15 ページですけれども「ため」というのを入れるか、新たに追加するという点についてはいかがでしょうか。これも文言の平仄を合せることになろうかと思っておりますので、適当というのが妥当かと思っておりますが、いかがですか。それでは、特に御意見がないということですので、適当とさせていただきます。

次に、審査メモで言いますと 16 ページになりますが、金子調査官からよろしく願いいたします。

○金子調査官 審査メモ 16 ページの上段「2 調査票の統合」についてでございます。これについては団体経営体用の調査票の案内の追加で御説明したところでもありますけれども、要は従前、団体経営体を対象とした調査票は会社、漁協、共同経営と 3 種類、形態別に設けていたけれども、それを団体経営体用として統合をする。初めに御説明したとおり、それに伴い調査票の冒頭に設問の案内を追加するということでありまして、これにつきまして

ては、統合自体は案内の追加のところで私どもも適当と考えておりますし、また、案内もなされるということで、そこら辺の紛れもないということであれば適当と判断しているところであります。

以上であります。

○西郷部会長 以上、調査票の統合に関していかがでしょうか。もし御意見がないようでしたら、審査メモのとおり適当という判断にさせていただければと思います。ありがとうございました。

それでは、審査メモの 17 ページになるのでしょうか。また金子調査官からよろしく願いいたします。

○金子調査官 続いて 16 ページ下段の「3 調査時期の変更」でありまして、流通加工調査については 2 種類の調査、魚市場調査票と冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の調査時期については、従来の調査実施年の 11 月 1 日現在から調査実施年翌年の 1 月 1 日現在に変更するというものであります。

従前は全ての調査票について、調査基準日は 11 月 1 日現在であったわけですがけれども、魚市場調査票については歴年で業務管理を行っているものが多い。また、魚市場調査票で把握する水産物卸売業者等々の人数と、冷凍・冷蔵、水産加工場調査票で配布する冷凍・冷蔵庫の利用者の人数といった両調査票で関連する事項があるということで、両調査票あわせて調査基準日を調査実施年の 11 月 1 日から調査実施年の翌年 1 月 1 日に変更するというのであります。

ただ、私どもとしてはこういった形で、センサスの中で調査票によって調査時期が 2 つに分かれるということで調査業務が輻輳化するのではないかと。そういった中で紛れというものも出てくるのではないかと。さらに従前の調査結果との時系列比較に問題はないのかということ。こういった点について確認が必要と考えているところでもあります。

以上であります。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、調査実施部局のほうから御回答というか、お願いいたします。

○矢野センサス統計室長 その点につきましては、資料 3-2 の 6 ページを見ていただければわかりますように、漁業センサスの体系が海面漁業調査と内水面と流通加工と 3 つにセパレートされておるわけでございますので、業務が輻輳することはないと考えております。

逆に言えば、むしろ時期を分けることによりまして統計調査員を有効活用できるという、逆の意味でのメリットがあるのではないかと考えております。

それから、時期が若干ではございますが、2 か月ずれます。けれども、これは過去 1 年間の状態を把握するという調査でございますので、それによって影響が出ることはないだろうと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 それでは、調査時期の変更に関していかがでしょうか。

○三木専門委員 調査時期の変更によって、時系列でデータを結べるのかということをおっしゃられたと思うのですが、これに関しては調査時期は1月1日ですが、労働力を時系列でつなげるところは、かつての時点と同じところでの実態を記入してくださいということで、その時系列的にはつながるといふことと、加工業のデータに関してはかつては2年前のデータということだったので、それが1月1日の調査になることによって直近の1年間を把握することができるということ、利用者にとってはより新しいデータを利用できるということは、プラスに評価されるのではないかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見ございますか。

調査時期の変更に関して、今の三木専門委員の御意見はそれを1月1日に変えることによって、むしろ内容が直近の情報が入ることになるので、改善というふうに評価できるのではないかと御指摘だと思っておりますけれども、よろしいですか。それでは、調査時期の変更についても適切というふうに評価をしたいと思っております。

以上で、今日予定していた審議はおしまいということですのでよろしいですね。

それでは、取りまとめということですが、私は細かく区切ってその都度取りまとめてまいりましたので、幾つか出された宿題に関しましては次回お答えいただくということで、よろしく願いいたします。

閉会ということで、金子調査官にバトンをお渡しします。

○金子調査官 それでは、次回の部会につきまして御案内を申し上げます。

次回の部会につきましては12月19日水曜日の10時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

また、最初の説明で申し上げましたが、審議対象であります統計表の様式、結果表ということで調査事項の変更等に伴い新たに作成される結果表の案について御意見、さらに次回の部会で何か必要な資料がございましたら、準備の都合等もございましたので12月11日火曜日までに、私どものほうへメール等の方法で御連絡をいただければと思います。この関係については、別途私どものほうから委員、専門委員の皆様方にメールで御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

次回の部会におきましては、引き続き調査計画の変更あるいは前回答申における課題の対応状況等について御審議いただきたいと考えております。

それから、本日お配りしている資料でございますが、委員、専門委員の皆様方におかれましては、必要なもののみお持ち帰りいただければ、その他のものはそのまま机の上に残しておいていただいても私どものほうで保管いたしまして、次回の部会の際に机の上に御準備いたします。ただし、もしお持ち帰りいただく資料がございましたら、必ず次回の部会に御持参いただけるようお願いいたします。

以上であります。

○西郷部会長 最後になりますけれども、本日の部会の結果概要は12月21日金曜日に開催予定の統計委員会で私のほうから報告いたします。なお、結果概要につきましては事務局から事前に照会いたしますので、御対応をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の部会は終了いたします。少し延長して申しわけございませんでした。長時間どうもありがとうございました。これで閉会です。